

市・県民税

平成16年度の市・県民税の算定の基となる昨年1年間の所得金額などを申告するものです。この市・県民税の申告をされていないと、国民健康保険料や介護保険料の決定、所得証明の発行などに不都合が生じることがありますので、必ず申告してください。

市・県民税の申告が必要な方には、市・県民税の申告書を送りますので、裏面の「申告書の書き方」をよく読んで記入のうえ、指定された相談日に申告してください。

また、申告が必要な人で、申告書が届いていない人は、市民税係にご連絡ください。

市・県民税の申告が必要な人

- 今年の1月1日現在、長門市内に住所のある人で、次の人は除きます。
- ① 所得税の確定申告をした人
 - ② 昨年中、無収入で誰かの扶養になつてゐる人
 - ③ 昨年中、給与収入または公的年金収入だけで、事業所などから市へ給与支払報告書または公的年金等支払報告書が提出されている人

必要なもの

- 印鑑
- 申告書が送られている人は、その申告書
- 農業所得のある人は、営農口座年間集計表（営農取引のある人）、その他必要経費となる領収書等
- 給与や公的年金などのある人は、その源泉徴収票
- 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書や保険などで補てんされる金額の明細書（医療費の領収書等は、あらかじめ医療を受けた人ごと、医療機関ごとに整理し集計しておいてください）
- 社会保険料控除や生命・損害保険控除を受ける人は、各種支払証明書や領収書
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、住民票の写し、登記簿謄本または抄本、請負契約書または売買契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など
- 災害などで雑損控除を受ける人は、被災状況の写真、工事代金の領収書（工事代金の内訳がわかるように）、保険などで補填される金額の明細書

固定資産税の課税証明が必要な人

不動産所得や事業所得などで、事業用資産の固定資産税額を必要経費として申告される場合は、課税証明が必要です。

なお、平成15年度固定資産税納税通知書に同封してある「課税明細書」を申告会場にご持参いただければ、課税証明は必要ありません。

問い合わせ

- 所得税について
長門税務署
☎22・2441
- 市・県民税について
市役所税務課市民税係
☎23・1124
- 固定資産税の課税証明について
市役所税務課固定資産税係
☎23・1125

国民年金係からのお知らせ

国民健康保険に加入している人は、たとえ税法上の申告義務が免除されていても、前年中の所得を申告する必要があります。

未申告のままですと、適正な保険料賦課ができないだけでなく、保険料の軽減判定や高額医療費の限度額算定等において不利な扱いを受けるおそれがあります。

国民健康保険事業の健全な運営を図るためにも申告をお願いします。

市民生活課国民年金係
☎23・1130

平成16年度 市・県民税申告相談日程表

月・日	曜	会場	対象行政区	
			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:00)
2・16	月	通公民館	通1・2・3・4・5区	通6・7・8・9区
17	火	〃	通10・11・12・13区	通14・15・16区
18	水	仙崎公民館	白瀧1・南町・栄町・今浦町区	白瀧2・本町・洲崎町・錦町区
19	木	〃	白瀧3・鍛冶屋町・祇園町区	中新町・旭町・新開町・大日比区
20	金	〃	北本町・幸町・新町・青海区	新屋敷町・鳥越1・2・大泊区
21	土			
22	日			
23	月	農村婦人の家	山小根・大埜区	渋木1・2・坂水区
24	火	〃	真木区	渋木3・中区
25	水	俵山公民館	木津区	上安田・下安田区
26	木	〃	大羽山区	湯町区
27	金	〃	上政・黒川区	小原区
28	土			
29	日			
3・1	月	俵山公民館	郷区	七重区
2	火	物産観光センター	田屋・鉄道区	湊1東・湯本・三ノ瀬区
3	水	〃	湊1西・駅前・下郷区	上郷・門前区
4	木	〃	河原区	湊2・3・中央区
5	金	〃	上川西2区	上川西1・後ヶ迫区
6	土			
7	日			
8	月	物産観光センター	大河内・小河内区	境川区
9	火	〃	中山・正明市1・2区	板持1・2区
10	水	〃	板持3・緑ヶ丘区	板持4区
11	木	〃	殿台・正明市3・4・5区	江良区
12	金	〃	下川西・上ノ原区	藤中・開作区
13	土			
14	日	物産観光センター	指定日にこれなかった人	
15	月	〃	指定日にこれなかった人	

※できるだけ指定日にお越しください。指定日にこれない人は、同一会場の別日または予備日（3月14・15日）をご利用ください。

※市役所税務課の窓口では、申告相談を実施いたしませんので各申告会場にご来場ください。

所得税の確定申告相談日

月 日	時 間	会 場
2月16日(月) ~ 3月15日(月)	9:00 ~ 16:00	長門税務署

※土・日曜日はお休みです